SSBJ

第 18 回サステナビリティ基準委員会

資料番号　審議事項 A1-6

日付　2023 年 8 月 3 日

プロジェクト　IFRS S1 号に相当する基準の開発

項目　適正な表示

本資料の目的

1. サステナビリティ基準委員会（以下「当委員会」という。）は、第 7 回サステナビリティ基準委員会（2023 年 1 月 18 日開催）において、国際サステナビリティ基準審議会（以下「ISSB」という。）の IFRS S1 号「サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的要求事項」（以下「IFRS S1 号」という。）に相当する基準（日本版 S1 基準）の開発を当委員会の審議テーマとすることを決定した。

2. 本資料は、日本版 S1 基準における**適正な表示**に関する定めについて検討することを目的としている。

事務局による提案の要約

3. 本論点に関する事務局の提案を要約すると、次のとおりである。

日本版 S1 基準において、次のことを定める（後述の第 6 項参照）。

(1) 企業の見通しに影響を与えると合理的に見込まれるサステナビリティ関連のリスク及び機会を適正に表示しなければならない（すなわち、企業の見通しに影響を与えることが合理的に見込まれないリスク及び機会については、開示する必要はない。）。

① 適正な表示は、有用なサステナビリティ関連財務情報の基本的な質的特性（関連性、忠実な表現（完全性、中立性、正確性が必要））[1]を備えていなければならない。

② 適正な表示は、有用なサステナビリティ関連財務情報の補強的な質的特性（比較可能性、検証可能性、適時性、理解可能性）[1]を備えていなければならない。

(2) サステナビリティ開示基準において具体的に適用される定めに基づく開示を行うだけでは企業の見通しに影響を与えると合理的に見込まれるサステナビリティ関連のリスク及び機会を理解する上で十分ではない場合、追加的な情報を開示しなければならない。

[1] 有用なサステナビリティ関連財務情報の基本的な質的特性及び補強的な質的特性については、審議事項 A1-5「有用なサステナビリティ関連財務情報の質的特性」を参照。

(3) 重要性がない情報を開示する必要はない。たとえサステナビリティ開示基準において、具体的な開示項目が列挙されていたり、最低限開示すべき事項が定められていたりする場合であっても、情報に重要性がない場合には、これらを開示する必要はない。

(4) 当委員会が開発するサステナビリティ開示基準を適用し、本項(2)に従い、必要に応じて追加的な情報を開示することにより、適正な表示を達成したと推定される。

ISSB 基準の理解

4. IFRS S1 号は、サステナビリティ関連財務開示が企業の見通しに影響を与えるサステナビリティ関連のリスク及び機会を適正に表示することを求めており、適正な表示を達成するためにサステナビリティ関連財務開示が備えるべき特性等について定めている（和訳は事務局による仮訳）。

11	**A complete set of sustainability-related financial disclosures shall present fairly all sustainability-related risks and opportunities that could reasonably be expected to affect an entity's prospects.** **完全な 1 組のサステナビリティ関連財務開示は、企業の見通しに影響を与えると合理的に見込まれるサステナビリティ関連のリスク及び機会を適正に表示しなければならない。**
12	To identify sustainability-related risks and opportunities that could reasonably be expected to affect an entity's prospects, an entity shall apply paragraphs B1–B12. 企業の見通しに影響を与えることが合理的に見込まれるサステナビリティ関連のリスク及び機会を識別するために、企業は B1 項から B12 項を適用しなければならない。
13	Fair presentation requires disclosure of relevant information about sustainability-related risks and opportunities that could reasonably be expected to affect the entity's prospects, and their faithful representation in accordance with the principles set out in this Standard. To achieve faithful representation, an entity shall provide a complete, neutral and accurate depiction of those sustainability-related risks and opportunities. 適正な表示は、企業の見通しに影響を与えることが合理的に見込まれるサステナビリティ関連のリスク及び機会に関する関連性のある情報を開示することと、本基準で定められた原則に従って忠実に表現することを要求する。忠実な表現を達成するために、企業はこれらのサステナビリティ関連のリスク及び機会について、完全で、中立的で、正確な描写を提供しなければならない。
14	Materiality is an entity-specific aspect of relevance based on the nature or magnitude, or both, of the items to which the information relates, in the context of the entity's sustainability-related financial disclosures. 重要性は、関連性の企業固有の一側面であり、当該企業のサステナビリティ関連財務開示の文脈において、その情報が関連する項目の性質若しくは規模（又はこの両方）に基づくものである。

15	Fair presentation also requires an entity: (a) to disclose information that is comparable, verifiable, timely and understandable; and (b) to disclose additional information if compliance with the specifically applicable requirements in IFRS Sustainability Disclosure Standards is insufficient to enable users of general purpose financial reports to understand the effects of sustainability-related risks and opportunities on the entity's cash flows, its access to finance and cost of capital over the short, medium and long term. 適正な表示は、企業に次のいずれも要求する。 (a) 比較可能で、検証可能で、適時で、かつ理解可能な情報を開示すること (b) IFRS サステナビリティ開示基準において具体的に適用される要求事項に準拠するだけでは、一般目的財務報告書の利用者が、短期、中期又は長期にわたる企業のキャッシュ・フロー、当該企業のファイナンスへのアクセス及び資本コストに影響を与えるサステナビリティ関連のリスク及び機会の影響を理解できるようにするために不十分である場合には、追加的な情報を開示すること
16	Applying IFRS Sustainability Disclosure Standards, with additional information disclosed when necessary (see paragraph 15(b)), is presumed to result in sustainability-related financial disclosures that achieve fair presentation. IFRS サステナビリティ開示基準を適用し、必要に応じて追加的な情報を開示すること（第 15 項(b)参照）で、適正な表示を達成するサステナビリティ関連財務開示をもたらすものと推定される。

事務局による分析

5. 適正な表示に関する定めは、企業が、主要な利用者の意思決定に有用なサステナビリティ関連のリスク及び機会に関する情報を提供するにあたり、サステナビリティ関連財務開示が備えるべき特性等を定めたものであるが、日本版 S1 基準を開発するにあたり、特段の論点は認識していない。このため、当委員会が開発するサステナビリティ開示基準について、国際的な比較可能性を大きく損なわせないものとするため、これらの定めを日本版 S1 基準に取り入れることが考えられる。

6. ここで、適正な表示に関しては、次の事項を定めることが必要と考えられる。

(1) 企業の見通しに影響を与えると合理的に見込まれるサステナビリティ関連のリスク及び機会を適正に表示しなければならない（すなわち、企業の見通しに影響を与えることが合理的に見込まれないリスク及び機会については、開示する必要はない。）。

① 適正な表示は、有用なサステナビリティ関連財務情報の基本的な質的特性（関連性、忠実な表現（完全性、中立性、正確性が必要））を備えていなければならない。

② 適正な表示は、有用なサステナビリティ関連財務情報の補強的な質的特性（比較可能性、検証可能性、適時性、理解可能性）を備えていなければならない。

(2) サステナビリティ開示基準において具体的に適用される定めに基づく開示を行うだけでは企業の見通しに影響を与えると合理的に見込まれるサステナビリティ関連のリスク及び機会を理解する上で十分でない場合、追加的な情報を開示しなければならない。

(3) 重要性がない情報を開示する必要はない。たとえサステナビリティ開示基準において、具体的な開示項目が列挙されていたり、最低限開示すべき事項が定められていたりする場合であっても、情報に重要性がない場合には、これらを開示する必要はない。

(4) 当委員会が開発するサステナビリティ開示基準を適用し、上記(2)に従い、必要に応じて追加的な情報を開示することにより、適正な表示を達成したと推定される。

文案

7. 本資料における事務局提案を踏まえた日本版 S1 基準の文案イメージは、以下のとおりである。

（HP では非公表）

ディスカッション・ポイント

① 日本版 S1 基準において次のことを定めるという事務局提案について、ご質問やご意見があればいただきたい。

(1) 企業の見通しに影響を与えると合理的に見込まれるサステナビリティ関連のリスク及び機会を適正に表示しなければならない（すなわち、企業の見通しに影響を与えることが合理的に見込まれないリスク及び機会については、開示する必要はない。）。

ア 適正な表示は、有用なサステナビリティ関連財務情報の基本的な質的特性（関連性、忠実な表現（完全性、中立性、正確性が必要））を備えていなければならない。

イ 適正な表示は、有用なサステナビリティ関連財務情報の補強的な質的特性（比較可能性、検証可能性、適時性、理解可能性）を備えていなければならない。

(2) サステナビリティ開示基準において具体的に適用される定めに基づく開示を行うだけでは企業の見通しに影響を与えると合理的に見込まれるサステナビリティ関連のリスク及び機会を理解する上で十分ではない場合、追加的な情報を開示しなければならない。

(3) 重要性がない情報を開示する必要はない。たとえサステナビリティ開示基準において、具体的な開示項目が列挙されていたり、最低限開示すべき事項が定められていたりする場合であっても、情報に重要性がない場合には、これらを開示する必要はない。

(4) 基準を適用し、上記(2)に従い、必要に応じて追加的な情報を開示することにより、適正な表示を達成したと推定される。

② 日本版 S1 基準の文案イメージについて、ご意見をいただきたい。

③ 本論点に関して、他に検討すべき事項があればご意見いただきたい。

以　上